

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
第33回理事会議事録

1. 開催日時：令和元年7月30日(火)午後3時00分
2. 開催場所：東京都中央区晴海一丁目8番11号晴海トリトンオフィス会議室
3. 出席者数：理事総数 35名 出席理事数 26名
監事総数 2名 出席監事数 2名
4. 出席者氏名：名誉会長 御手洗 富士夫
理事 森 喜朗、武藤 敏郎、布村 幸彦、河野 一郎、山脇 康、
橋本 聖子、荒木田 裕子、中森 邦男、谷本 歩実、田中 理恵、
横川 浩、ヨーコ ゼッターランド、高島 なおき、麻生 泰、
高橋 治之、鈴木 大地、津賀 一宏、泉 正文、王 貞治、潮田 勉、
小山 くにひこ、東村 邦浩、豊田 周平、多羅尾 光睦、山下 泰裕、
福井 烈
監事 塗師 純子、佐藤 敦

5. 議事の経過の概要及び議決の結果

上記のとおり定足数の出席があったので、定刻、定款第33条第1項の規定に基づき代表理事(会長)森喜朗氏が議長席に着き開会を宣し、挨拶をした後、本理事会の進行役として理事武藤敏郎氏を指名し、武藤敏郎氏はそれを承諾した。

その後進行役は、令和元年7月19日付で新たにご就任いただいた理事及び監事について、当法人の理事であった竹田恆和氏、平岡英介氏及び齋藤泰雄氏が同年6月27日付で任期満了により退任したため、山下泰裕氏、田嶋幸三氏及び福井烈氏にご就任いただいた旨報告した。

続いて、当法人の理事であった猪熊純子氏から令和元年6月30日付で辞任の申し出があったため、多羅尾光睦氏にご就任いただいた旨報告した。

続いて、当法人の監事であった黒川光隆氏及び土淵裕氏から辞任の申し出があったため、塗師純子氏及び佐藤敦氏にご就任いただいた旨報告した。

その後、進行役の指示により、本日欠席の理事田嶋幸三氏を除く新任理事及び新任監事がそれぞれ挨拶をした。

その後進行役は、直ちに下記議事の審議及び報告事項の報告に入った。

[決議事項]

第1号議案 副会長及び常務理事の選定

議長の指示により進行役は、令和元年7月19日付で就任した理事の中から、定款第24条第2項に基づき、下記のとおり副会長及び常務理事を選定したい旨説明した。

その後議長が、以下のとおり副会長及び常務理事を選定することにつき、その承認を議場に諮った

ところ、それぞれ満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

なお、議長の指示により進行役は、副会長山下泰裕氏及び常務理事福井烈氏には、I O C、J O C及びスポーツ団体との調整を、副会長多羅尾光睦氏には東京都との調整を担当していただく旨報告した。

副会長 山下 泰裕、多羅尾 光睦
常務理事 福井 烈

第2号議案 事務局規程等の改正

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料1-1記載のとおり、まず、事務局規程について、改正の目的、改正内容及び施行予定日を説明した。

続いて、就業規程及び給与規程について、それぞれの規程の改正目的、改正内容及び施行予定日を説明した。

また、今回改正する各規程の改正案及び新旧対照表については、別紙資料3-7から3-12のとおりである旨説明した。

その後議長が、別紙資料1-1記載のとおり事務局規程、就業規程及び給与規程を改正することにつき、その承認を議場に諮ったところ、それぞれ満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

なお、進行役は、アンバサダー・フォー・インターナショナル・リレーションズの選任については、後日決定次第、書面で報告する旨報告した。

第3号議案 トヨタからの車両等の調達

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料1-2記載のとおり、TOPパートナーであるトヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ」という。）が東京2020大会で提供する製品・サービスについて協議を重ね、その内容について当法人との間で合意に達したため、調達契約を締結したい旨説明した。

TOPパートナーからの調達契約は、原則として、GSA及びSOWの書式を用いて締結することになっているため、今回もこれに則って手続を進める旨説明した。

続いて、トヨタから調達する製品・サービスは多岐に渡るため、可能な範囲で一括して調達手続を進めたい旨述べ、別紙資料1-2記載のとおり、今回トヨタから調達する製品・サービスの範囲を説明した。

続いて、モニターに資料を投影し、トヨタから調達する製品・サービスの内訳及び契約の総額を説明した。

また、今後のスケジュール（予定）についても説明した。

その後議長が、別紙資料1-2記載のとおり、トヨタとの間で調達契約を締結することにつき、その承認を議場に諮ったところ、満場一致の議決をもって原案どおり承認可決された。

〔報告事項〕

1. 東京2020公式アートポスターについて

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料2-1記載のとおり、東京2020公式アートポスターについて、公式アートポスターとは、国内外のアーティストに、オリンピック又は

パラリンピックをテーマにした芸術作品を制作していただき、その作品をポスターとして展開するもので、開催都市契約大会運営要件で当法人に義務付けられている旨報告した。

その参加アーティストの選定のため、別紙資料2-1記載のとおり、東京2020文化・教育委員を中心とした有識者による選定委員会を設置し、IOC文化遺産財団と連携の上、別紙資料2-1記載の参加アーティストの候補者を選定した旨報告した。

今後、各アーティストが作品を制作し、年内に全てのポスターを発表する予定である旨報告した。また、ポスターデザインを基にライセンス商品を展開する予定であるため、今後ライセンス業者を選定していく旨報告した。

2. オリンピック聖火リレーについて

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料2-2記載のとおり、東京2020オリンピック聖火リレーの聖火ランナー等の走行について、IOCとの調整に基づく実施要件を報告した。

続いて、聖火ランナーと別に、地域の盛り上げのために地元の方が聖火ランナーの近くで走行することを予定している旨報告し、「地域から聖火リレーを盛り上げる走者」として走っていただくこととし、IOCから「サポートランナー」という名称の使用も認められた旨報告した。

また、サポートランナーの実施要件を報告し、どこでどのように実施されるかなどの具体的な案については、都道府県実行委員会でご検討いただいている旨報告した。

3. 大会準備の進捗状況について

①医療サービスの提供体制について

②チケットの状況について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、まず、医療サービスの提供体制について、別紙資料2-3記載のとおり、当法人が提供する医療サービスの概要として、全ての大会関係者と観客の皆様にも医療サービスを提供するため、選手村総合診療所や会場医務室の設置、大会指定病院に搬送する救急車の配備などを進めている旨報告した。

続いて、医療体制の全体像を報告した。

続いて、標準的な会場医務室の医療スタッフの配置について報告した。

次に、チケットの状況について、別紙資料2-3記載のとおり、オリンピック第1次抽選販売のスケジュール及び購入いただいたチケット総枚数等を報告した。

また、オリンピック及びパラリンピックの今後のチケットの販売スケジュール（予定）についても報告した。

4. フィールドキャスト（大会スタッフ）及びシティキャスト（都市ボランティア）のユニフォームデザイン決定について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料2-4記載のとおり、大会時に大会スタッフが着用するユニフォームデザインについて、全3回の「大会スタッフ・都市ボランティアのユニフォームデザイン選考委員会」により決定し、令和元年7月19日に晴海トリトンスクエアにて

発表イベントを実施した旨報告した。

本ユニフォームは、「暑さ対策」「持続可能性」「多様性」の3つの観点に留意して開発するとともに、ニューノーマ（New Norm）に基づき、初めてオリンピック・パラリンピックのデュアルエンブレムを採用した旨報告した。

また、デザインについては、コア・グラフィックスの「重ねの色目」をモチーフとし、競技会場の装飾と調和しながらも、観客からの識別性を保ち、様々な年代、性別、国籍の方々への着やすさに配慮した旨報告した。

なお、本ユニフォームは、令和2年5月頃から配布予定である旨報告した。

5. 選手団団長セミナーの概要について

議長の指示により進行役が指名し、事務局は、別紙資料2-5記載のとおり、選手団団長（シェフ・デ・ミッション）セミナーの概要について、団長セミナーは、当法人が各国・地域の選手団を率いてくるNOC（国内オリンピック委員会）、NPC（国内パラリンピック委員会）を招き、大会の1年前に開催する唯一の公式会議である旨説明し、その内容、日程及び参加者数、会場及びプログラムスケジュールを報告した。

その他、事前キャンプ誘致のために8つの県がブースを出展する旨、ホストタウンのために内閣官房が自治体と各国NOC、NPCとの協議の場を提供する旨報告した。

その後、議長の指示により進行役は、本日配布した別紙資料3-1から3-12の各内容については、当該資料の配布をもって報告したものとする旨報告した。

上記の報告事項の報告が全て終了した後、議長の指示により進行役は意見交換に入った。意見交換では、暑さ対策とセキュリティについて、医務室の表示マーク・緊急時の医療スタッフの協力体制について、観客向けの託児スペースについて等の意見交換がなされた。

以上をもって本理事会における全議案の審議を終了したので、議長が挨拶をした後、午後16時35分閉会を宣した。

上記議事の経過の要領及びその結果を記載し、本議事録を作成し、一般法人法第197条により準用する同法第95条第3項及び定款第36条第2項の規定に基づき、出席した代表理事（会長）及び監事が以下に署名又は記名押印する。

令和元年7月30日

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会